

## 職員配置基準

	サービス種別	配置職員		市基準	国基準 【参考】	説明
		職種	雇用形態			
		管理者	常勤	1名	1名	※ 第1かがみ田苑と第2かがみ田苑との兼務
		地域移行支援員	常勤	1名	0名	※ 第1かがみ田苑と第2かがみ田苑の地域移行支援を併せて行う
		地域生活相談員	常勤	1名	0名	※ 第1かがみ田苑と第2かがみ田苑の地域生活相談を併せて行う
	小計 ①			3名	1名	
第1 かがみ 田苑		サービス管理責任者	常勤	1名	1名	利用者数 60名以下 ⇒ 1名以上 利用者数 61名以上 ⇒ 1名に、利用者数が60名を超えて40 又はその端数を増すごとに1名を加えて 得た数以上 ※ 1名以上は常勤
	就労移行支援 【定員 6名】	職業指導員及び 生活支援員	常勤	1名	1名	【職業指導員の数】 1名以上 【生活支援員の数】 1名以上 ※ 1名以上は常勤
		職業指導員及び 生活支援員	常勤換算 (非常勤)	1名	1名	
		就労支援員	常勤	1名	1名	
	就労継続支援 B型 【定員 14名】	職業指導員及び 生活支援員	常勤	1名	1名	【職業指導員の数】 1名以上 【生活支援員の数】 1名以上 ※ 1名以上は常勤
職業指導員及び 生活支援員		常勤換算 (非常勤)	1名	1名		
	小計 ②			6名	6名	
第2 かがみ 田苑		サービス管理責任者	常勤	1名	1名	利用者数 60名以下 ⇒ 1名以上 利用者数 61名以上 ⇒ 1名に、利用者数が60名を超えて40 又はその端数を増すごとに1名を加えて 得た数以上 ※ 1名以上は常勤
	生活介護 【定員 40名】	生活支援員	常勤	1名	1名	《国基準》 【総数】常勤換算で、利用者数を2.5で除した数以上 生活介護の人員配置体制加算(Ⅲ)が算定可能な基準 ⇒ 40名 ÷ 2.5 = 16名 【生活支援員の数】 1名以上 (1名以上は常勤) 【看護職員の数】 1名以上 《市が定める基準(国基準に対する上乘せ部分)》 ※ 看護職員を常勤換算で2名配置する
		生活支援員	常勤換算 (非常勤)	23.7名	14名	
		看護職員	常勤換算 (非常勤)	2名	1名	
	小計 ③			27.7名	17名	
合計 (①+②+③)				36.7名	24名	

## 【留意事項】

- (1) 国基準の職員配置及び各職種の資格要件等については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 174 号）のほか、関連法令を参照してください。
- (2) 「地域移行支援員」については、特別な資格等は必要ありませんが、「地域の社会資源等に精通し、障害福祉施設や作業所等への見学・体験利用の手配などの利用者と次の進路先の間に入った必要な連絡調整や卒苑して次の進路先（主に障害福祉施設や作業所等）に進んだ人へのフォローを適切に行える能力を有している人」を配置してください。
- (3) 「地域生活相談員」については、次の要件をすべて満たしている人を配置してください。
  - ア. 相談支援専門員（指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの）であること
  - イ. 利用者等からの様々な相談（発達障害に起因すると考えられる相談等も含む）に対して適切なアドバイスをできる能力を有していること
  - ウ. サービス利用計画等の利用者に対する支援計画の作成について、十分な能力を有していること